

令和6年4月10日

保護者のみなさまへ

泉佐野市教育委員会  
教育長 奥 真弥  
泉佐野市立第三中学校  
校長 大倉 弘之

### 中学校部活動に係る活動方針について（お知らせ）

陽春の候、保護者のみなさまには、平素より本市及び本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本校は、「設置する学校に係る部活動の方針（泉佐野市）」（平成31年3月策定）を受け、「泉佐野市立第三中学校 部活動に係る活動方針」（平成31年4月策定）に則り部活動を進めております。この方針は、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組みについて定めたもので、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するためのものです。

令和6年度につきましても、本方針に則り部活動を進めてまいりますので、何卒ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、「設置する学校に係る部活動の方針（泉佐野市）」につきましては、以下のホームページからご確認いただけます。「泉佐野市立第三中学校 部活動に係る活動方針」につきましては、次頁をご確認ください。

#### 【設置する学校に係る部活動の方針（泉佐野市）】

泉佐野市HP → 各課のご案内 → 学校教育課 → 設置する学校に係る部活動の方針

#### ◆掲載URL

<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkokyoiku/menu/1543554336538.html>

# 泉佐野市立第三中学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月1日

## 1. 部活動の目的

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、知識・技術・競技力の向上に加え、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

## 2. 運営について

- (1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。
- (2) 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を、原則として休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、原則として休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1日の活動時間は、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (5) 学校の休業日に練習試合や大会等で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。また、熱中症防止対策として「暑さ指数(WBGT)」を確認しながら適切に対応する。

## 4. 指導について

- (1) 体罰・ハラスメントは、いかなる理由があっても決して許されないことを強く認識し、指導に当たる。威圧的な言動等によって、生徒の自発性を損なわないように考慮して指導を行う。
- (2) 生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すべく、コミュニケーションを密にとるなど、適切な指導に努める。

## 5. その他

- (1) 施設・設備の点検を定期的実施し、事故の未然防止に努める。
- (2) 無理のない安全な活動を心掛ける。加えて大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。
- (3) 設置する部や顧問、活動時間や活動費等細目については、別途「部活動規則」を校内で策定し、上記活動方針の具現化に努める。
- (4) 学校部活動の地域連携として、地域の実情に応じ高等学校・大学・支援学校等との連携を深める。